

# 一般社団法人ドローンテックラボ仙台 会員規則

平成 29 年 1 月 27 日策定

## (総則)

第1条 この規則は、一般社団法人ドローンテックラボ仙台(以下「本会」という)の定款に基づき、会員に関する事項を規定する。

## (会員)

第2条 本規則で会員とは、本会の目的及び事業に賛同し、本規則を承認し、指定の手続により入会を申し込み、本会が承認をしたものをいう。

## (会員種別)

第3条 本会の会員は次の4種類とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人の中から代表理事の推薦を受けた者
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同し、入会した個人
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同し、入会した法人及び団体
- (4) 公共会員 本会の目的に賛同し、入会した地方公共団体及び政府機関

## (会員サービス)

### 第4条

- 1 会員は、本会が行う以下のサービスを優先的に利用することができるものとする。
  - (1) 研究会、交流会、講演会、セミナー、討論会、勉強会等への参加
  - (2) ドローンに関するイベントへの参加
  - (3) 本会の活動資料等の閲覧
  - (4) 各種研究開発・研究発表会への参加
  - (5) 機体および付属品等の購入、レンタル、点検及び修理の委託
  - (6) 空撮、災害時応援派遣及び安全講習の依頼
  - (7) その他、今後本会が行う事業への優先的参加
- 2 会員が一般社団法人ドローンテックラボ仙台の名義を無断で使用する事は、一切許可しないものとする。

## (会費及び支払方法)

第7条 会員は、本条(5)に定める会費を本会指定の方法にて支払うものとする。

- (1)本会は、一旦支払いを受けた会費については理由を問わず払い戻しは行わない。
- (2)本会は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができる。

(3) 会員は、本会が提供するサービスを利用するにあたり、会費等のほかに別途費用が発生することとなった場合は、これを支払うものとする。

(4) 会費は前納で支払うものとする。

(5) 会費は以下のとおりとする。

法人会員 年会費 3 万円

個人会員 年会費 1 万円

公共会員 年会費無料

#### (退会)

第 8 条 会員は、本会が別に定める退会届を届け出ることにより、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会 1 ヶ月前までに本会に対し届け出るものとする。

#### (除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本規則又はその他の規則等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (資格喪失)

##### 第 10 条

1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する

(1) 第 7 条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 第 8 条による退会をしたとき。

(3) 第 9 条による除名をされたとき。

(4) 総社員が同意したとき。

(5) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 資格を喪失した時点で発生している会費その他の債務等については、資格喪失後も消滅しないものとする。

#### (権利帰属)

##### 第 11 条

1 本会が提供するノウハウ、著作権、肖像権その他の知的財産は、すべて本会に帰属するものとし、会員はこれを無断で使用することはできない。

2 前項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。